

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6年10月16日

愛知県知事

殿



申請者

〒642-0027

住所 埼玉県吉川市大字三輪野江 2300 番地 1

株式会社 ケイ・エム環境

氏名 代表取締役 宮田仁史

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号 048-984-5101



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	事業の範囲 別紙1のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 埼玉県吉川市大字三輪野江 2300 番地 1 048-984-5101 事業場 電話番号 該当なし
事業の用に供する施設の種類及び数量	収集運搬車両 64台 運搬容器 ドラム缶（オープン）、ドラム缶（クローズ）、ケミカルドラム缶、感染性産業廃棄物専用容器（ポリ容器）廃石綿等専用袋
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

別紙1 事業の範囲

事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	事業の範囲 積替え、保管を除く。 *引火性廃油 *腐食性廃酸 *腐食性廃アルカリ *感染性産業廃棄物 *特定有害廃石綿等 *特定有害ダスト類 (水銀、1, 4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの) *特定有害燃え殻 (カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの) *特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの) *特定有害汚泥 (水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの) *特定有害廃酸 (水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの) *特定有害廃アルカリ (水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの) <p>「以上103品目」</p>
--	---